

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合
理 事 長 三木 秀一

健康保険組合の社会保険手続の電子申請システムの運用開始について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日付けの電子申請システムに関するアンケートについて、多くの事業主様に回答いただきありがとうございました。

さて、マイナポータルを利用した電子申請は、令和 2 年 1 1 月 2 日から運用が開始されております。当健康保険組合でも、基幹システムの改修を行い 1 2 月 1 日からマイナポータル経由で電子申請を受信できるようになりました。

一方、「人事・給与ソフト」ベンダーの開発が遅れていますが、厚生労働省が積極的に関係機関と連携して周知広報を展開し、「人事・給与ソフト」ベンダーの団体へ働きかけを行っており、1 1 月下旬より対応ソフトのリリースが開始されています。

また、マイナポータルへの認証は「G ビズ ID」のみでしたが、厚生労働省の 1 0 月 2 7 日付けの「健康保険組合における電子申請を推進するためのガイドラインの一部改正」において、「電子証明書」も認められました。もし電子証明書を利用される場合は、「人事・給与ソフト」のベンダーに確認をお願いします。

つきましては、「人事・給与ソフト」が、マイナポータルを利用した電子申請に対応した場合、当健康保険組合への届出については、電子申請を積極的に利用していただきますようお願いいたします。

なお、1 0 月 1 2 日にご案内しましたリーフレットを一部変更した「加入事業所の皆様へ 令和 2 年 1 1 月 電子申請がスタート」を添付しますのでご利用ください。

なお、電子申請についてのご相談は、当健康保険組合までお電話（06-6941-4635）ください。

記

1 マイナポータルを利用した電子申請の受付開始日

・令和 2 年 1 2 月 1 日（火）受付開始

【お願い】

- ・電子申請される場合は、当健康保険組合までお電話ください
- ・送信データは 4 営業日で削除されますので、年末年始や連休などの前日に送信する場合は注意が必要です（当健康保険組合が受信できない可能性があります）

2 マイナポータルを利用した電子申請の「人事・給与ソフト」の対応状況

- ・厚生労働省より「人事・給与ソフト」ベンダーの対応状況より（11月24日現在）抜粋
- ・電子申請システムに関するアンケートの回答より、リリース時期が判明したベンダーを抜粋

	ベンダー名	ソフト名	リリース時期
1	(株) オービックビジネスコンサルタント	給与奉行クラウド（給与奉行 i シリーズ、給与奉行 V ERP など）	義務化3届は11月20日リリース
2	ソリマチ（株）	給与王 21	11月下旬 給与王 21 以外は来年4月以降
3	(株) エムケイシステム	社労夢	11月20日

※詳しい内容は、各ベンダーにお問い合わせください

※他のベンダーも順次対応される予定

3 電子申請ができる届出

（別添リーフレット「加入事業所の皆様へ 令和2年11月 電子申請がスタート」参照）

- ① 被保険者資格届
- ② 被保険者喪失届
- ③ 被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 被保険者賞与支払届

※資本金1億円超の事業所（特定法人）の義務化3届は③④⑤

4 資本金1億円超の事業所（特定法人）の対応方法

- ・厚生労働省保険局保険課 令和2年10月27日付事務連絡より
 - ・厚生労働省は、「人事・給与ソフト」ベンダーに働きかけを更に進め、令和3年3月を目途として特定法人の事業主における環境整備に努めるとのこと
 - ・また、「人事・給与ソフト」ベンダーに対して、事業主から改めて働きかけをお願いすることです
- ・「人事・給与ソフト」が対応するまでは、日本年金機構へは、「届書作成プログラム」や e-Gov で G ビズ ID ・電子証明書を利用して届出ください

5 その他

- ・「人事・給与ソフト」が、マイナポータルを利用した電子申請に対応した場合、日本年金機構と健康保険組合の両方の届出が利用可能です（「届書作成プログラム」を利用しなくてもよい）

以上